

西海農業振興地域整備計画（変更）に関する告示

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、西海農業振興地域整備計画を変更するので、同法第 13 条第 4 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画及び変更理由を次により縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 11 日

西海市長 杉澤 泰彦



記

1、計画変更の内容及び理由

次の箇所を農用地区域から除外する。

西海市大瀬戸町多以良内郷字道目木 2581 番 1 変更理由：スッポン養殖場用地	田	1,861 m ²
西海市大瀬戸町多以良内郷字道目木 2582 番 1 変更理由：スッポン養殖場用地	田	2,906 m ²
西海市西彼町平山郷字切通シ谷 1801 番 1 の一部 変更理由：一般個人住宅建設	畑	573.99 m ²
西海市西彼町下岳郷字村河内 1217 番 変更理由：一般個人住宅建設	原野	500 m ²
西海市西彼町小迎郷字下珍古原 981 番 1 変更理由：長屋住宅建設	畑	1,803 m ²

2、当該農用地利用計画の案に対して、西海市の住民は縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

3、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し、権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 6 年 4 月 11 日の翌日から起算して 15 日以内に、市にこれを申し出ることができる。

4、縦覧期間

令和 6 年 4 月 11 日から令和 6 年 5 月 11 日まで

5、縦覧場所

西海市役所農林緑推進課内